

[事案 2022-323] 特定疾病給付金支払請求

・令和5年11月17日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除され、特定疾病給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

甲状腺乳頭癌と診断されたため、令和4年6月に契約した特定疾病保障保険にもとづき、特定疾病給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、特定疾病給付金を支払ってほしい。

- (1)契約申込時、募集人に対し、告知事項に関する自分の健康状態を細かく伝えたところ、それほど悪くないので「該当なし」と回答して大丈夫と言われたため、「該当なし」と回答した。
- (2)他の保険会社からは給付金が支払われた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)解除の原因となった事実と支払事由との間に因果関係があるため、特定疾病給付金を支払う義務はない。
- (2)申立人は、責任開始期前にすでに罹患しており、病自覚があり、医師の診療を受けていることから支払要件を充足していない。
- (3)申立人の主張するやり取りはなく、募集人が告知を入力しないようリードした事実もない。
- (4)他の保険会社が給付金を支払ったのは、本契約と解除原因が一部異なるためである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に告知義務違反が認められる一方で、募集人が申立人の主張するような健康状態を聞いたことは認められず、保険会社の契約解除は有効である。また、当該疾病は責任開始期前発病であり、特定疾病給付金の支払いは認められないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。